合理的配慮の提供に関する手続き

2019 年 4 月 1 日現在

①相談

学生・家族・関係者・教職員

障害学生支援室 ⇄ 教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

相談に対して名古屋大学における障害学生の修学支援メニューの情報を提供する
学生の障害と支援ニーズの聞き取りを行ない、合理的配慮申請の手続きについて説明する
障害学生支援室は申請書作成の支援を行なう

②申請

学生

障害学生支援室

教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

申請書は障害学生支援室に提出する
障害学生支援室は申請書のコピーを部局窓口へ送付する
申請内容について学生・部局教職員等で面談等を行い支援内容について協議する

③決定

障害学生支援課

学生支援課

合理的配慮検討部会

本部学生生活委員会

提出された書類にもとづいて合理的配慮提供について決定をする

④回答

本部学生生活委員会

教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

学生　／　授業担当教員・関連事務

決定された合理的配慮の内容について学生本人及び関係者に窓口となった部局より通知する